

- 2 縦覧期間
平成15年2月13日から平成15年3月12日まで
 - 3 縦覧場所
錦町役場
人吉市役所
-

熊本県公告第98号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営鞍岳西部地区土地改良事業（農業用排水施設、区画整理）計画を変更したので、同条第6項で準用する同法第87条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議があるものは、縦覧期間終了後15日以内に申し立てられたい。

平成15年2月12日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営鞍岳西部地区土地改良事業（農業用排水施設、区画整理）変更計画書の写し
 - 2 縦覧期間
平成15年2月13日から平成15年3月12日まで
 - 3 縦覧場所
旭志村役場
-

熊本県公告第99号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営岡原地区土地改良事業（農業用排水施設、農業用道路、区画整理、客土、暗渠排水）計画を変更したので、同条第6項で準用する同法第87条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議があるものは、縦覧期間終了後15日以内に申し立てられたい。

平成15年2月12日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営岡原地区土地改良事業（農業用排水施設、農業用道路、区画整理、客土、暗渠排水）変更計画書の写し
 - 2 縦覧期間
平成15年2月13日から平成15年3月12日まで
 - 3 縦覧場所
岡原村役場
-

熊本県公告第100号

玉名市玉名市土地改良区理事長高寄哲哉から平成14年9月20日付けで申請の定款変更については、平成15年2月5日付けで認可した。

平成15年2月12日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第101号

玉名市玉名市土地改良区理事長高寄哲哉から平成14年9月20日付けで申請のあった下深田地区土地改良事業（農業用道路）施行については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成15年2月5日付けで認可した。

平成15年2月12日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第102号

玉名市玉名市土地改良区理事長高寄哲哉から平成14年9月20日付けで申請のあった共和地区土地改良事業（農業用排水施設）施行については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成15年2月5日付けで認可した。

平成15年2月12日

熊本県知事 潮 谷 義 子
